

介護老人保健施設フレールはまゆり 利用料金明細(令和6年8月)

【介護老人保健施設】

- * 介護保険法に基づき、施設利用者の利用料金は要介護認定による要介護度の程度によって異なります。
- * 基本料金・加算料金は、介護保険で給付される費用の1割負担分です。2、3割負担の方は2、3倍の料金となります。(入所は負担上限あり)
- * その他の料金は、介護保険給付外の費用で、全額自己負担です。
- * 定員 介護老人保健施設:100名(認知症専門棟40名含む)

項目		介護老人保健施設		備考
		個室	多床室	
基本料金	要介護1	717円(788円)/日	793円(871円)/日	* 介護老人保健施設で在宅強化型の算定要件を満たした場合は、()内の金額となります。
	要介護2	763円(863円)/日	843円(947円)/日	
	要介護3	828円(928円)/日	908円(1,014円)/日	
	要介護4	883円(985円)/日	961円(1,072円)/日	
	要介護5	932円(1,040円)/日	1,012円(1,125円)/日	
加算料金	夜勤職員配置加算	24円/日		全入所者に加算
	認知症ケア加算	76円/日		認知症専門棟入所者のみ加算
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日		重度の認知症の症状・行動のある方に緊急対応した場合(7日間を限度)
	若年性認知症入所者受入加算	120円/日		65歳未満の認知症の方に個別に担当者を定めた場合
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(Ⅱ)	51円/日		在宅復帰率等が算定要件を満たした場合のみ加算
	療養食加算	6円/食		疾病治療の一環として療養食が提供された場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日		全利用者に加算
	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円/日		下記Ⅱを満たし、かつ、評価・情報提出・計画の見直しを行った場合
	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200円/日		入所日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合
	外泊時費用	362円/日		外泊初日及び最終日は含めない(月6日を限度とする)
	初期加算(Ⅱ)	30円/日		入所日から30日間のみ加算
	安全対策体制加算	20円/回		入所初日に限り加算
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回		入所前後に居室を訪問し、施設サービス計画の策定等を行った場合
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円/回		入所前後に居室を訪問し、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円/回		居室等に退所し、主治医に診療情報、心身の状況等を提供した場合
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回		入院した医療機関に対し、心身の状況等の情報を提供した場合
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600円/回		入所前30日以内又は入所後30日以内に退所後の居室サービスの調整を行った場合
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回		退所後の居室サービスの調整を行った場合
	訪問看護指示加算	300円/回		訪問看護ステーションに指示書を交付した場合
	経口維持加算(Ⅰ)	400円/月		摂食障害や誤嚥があり、経口維持計画を作成している場合
	経口維持加算(Ⅱ)	100円/月		上記(Ⅰ)を算定し、(Ⅱ)の算定要件を満たす場合
	協力医療機関連携加算	100円/月		相談・診療体制、緊急入院体制を確保する協力医療機関と連携している場合
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月		入所者の状況を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直した場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月		リハビリテーション実施計画書を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直す等、情報を有効に活用した場合	

* 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)として、上記料金に6.7%加算されます。

その他の料	食費	第1段階	300円/日		世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方、または生活保護等を受給されている方。
		第2段階	390円/日		世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下であり、預貯金等の資産が単身650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。
		第3段階①	650円/日		世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税非課税世帯で前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以上120万円以下であり、預貯金等の資産が単身550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。
		第3段階②	1,360円/日		世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税非課税世帯で、前年度の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円以上であり、預貯金等の資産が単身500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。
		第4段階	1,850円/日		上記以外の方
料金	居住費	第1段階	550円/日	0円/日	各段階の要件は「食費」と同じ
		第2段階	550円/日	430円/日	
		第3段階①	1,370円/日	430円/日	
		第3段階②	1,370円/日	430円/日	
		第4段階	1,790円/日	500円/日	
金	日常生活費	50円/日		トイレトペーパー、お尻拭き等を希望により提供	
	理髪代	1,300円~3,000円		理容日は毎週金曜日、ただし第2週は木曜日	
	私物洗濯代	24~363円/枚(税込)		希望者のみ	
	ワクチン接種代	実費		インフルエンザワクチン等希望者のみ	
	文書料	実費		診断書等の発行(料金は内容による) 死亡診断書は5,500円	
	死後処置料	11,000円(寝巻あり) 8,800円(寝巻なし)		施設内で処置を行った場合	
	コピー代	30円/枚		情報開示時の文書の複写等	

介護老人保健施設フレールはまゆり 利用料金明細(令和6年8月)

【短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)】

- * 介護保険法に基づき、施設利用者の利用料金は要介護認定による要介護度の程度によって異なります。
- * 基本料金・加算料金は、介護保険で給付される費用の1割負担分です。2、3割負担の方は2,3倍の料金となります。(入所は負担上限あり)
- * その他の料金は、介護保険給付外の費用で、全額自己負担です。
- * 定員 短期入所療養介護:空床利用型

項 目		(予防)短期入所療養介護		備 考
		個 室	多床室	
基 本 料 金	要支援1	579円(632円)／日	613円(672円)／日	*(予防)短期入所療養介護で在宅強化型の算定要件を満たした場合は、()内の金額となります。
	要支援2	726円(778円)／日	774円(834円)／日	
	要介護1	753円(819円)／日	830円(902円)／日	
	要介護2	801円(893円)／日	880円(979円)／日	
	要介護3	864円(958円)／日	944円(1,044円)／日	
	要介護4	918円(1,017円)／日	997円(1,102円)／日	
	要介護5	971円(1,074円)／日	1,052円(1,161円)／日	
加 算 料 金	夜勤職員配置加算	24円／日		全入所者に加算
	認知症ケア加算	76円／日		認知症専門棟入所者のみ加算
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円／日		重度の認知症の症状・行動のある方に緊急対応した場合(7日間を限度)
	若年性認知症利用者受入加算	120円／日		65歳未満の認知症の方に個別に担当者を定めた場合
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円／日		基本型で在宅復帰率等が算定要件を満たした場合のみ加算
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円／日		在宅強化型で在宅復帰率等が算定要件を満たした場合のみ加算
	療養食加算	8円／食		疾病治療の一環として療養食が提供された場合
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円／日		全利用者に加算
	送迎加算(片道)	184円／回		ケアプランに基づき送迎を行った場合
	個別リハビリテーション実施加算	240円／日		個別のリハビリテーションを実施した場合
重度療養管理加算	120円／日		要介護4又は5の厚生労働大臣が定める状態の方	

* 短期利用の場合、介護職員処遇改善加算(V)(1)として、上記料金に6.7%加算されます。

そ の 他 の 料 金	食 費	第1段階	300円／日		世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方、または生活保護等を受給されている方。
		第2段階	600円／日		世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税を課税されていない方で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下であり、預貯金等の資産が単身650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。
		第3段階①	1,000円／日		世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税非課税世帯で前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以上120万円以下であり、預貯金等の資産が単身550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。
		第3段階②	1,300円／日		世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市町村民税非課税世帯で、前年度の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円以上であり、預貯金等の資産が単身500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。
		第4段階	1,850円／日		上記以外の方
料 金	居 住 費	第1段階	550円／日	0円／日	各段階の要件は「食費」と同じ
		第2段階	550円／日	430円／日	
		第3段階①	1,370円／日	430円／日	
		第3段階②	1,370円／日	430円／日	
		第4段階	1,790円／日	500円／日	
	日用品生活費	50円／日		トイレトペーパー、お尻拭き等を希望により提供	
理 髪 代	1,300円～3,000円		理容日は毎週金曜日、ただし第2週は木曜日		
私物洗濯代	24～363円／枚(税込)		希望者のみ		
文書料	実 費		診断書等の発行(料金は内容による) 死亡診断書は5,500円		
死後処置料	11,000円(寝巻あり) 8,800円(寝巻なし)		施設内で処置を行った場合		
コピー代	30円／枚		情報開示時の文書の複写等		

介護老人保健施設フレールはまゆり (介護予防)通所リハビリテーション 利用料金明細(令和6年6月)

- * 介護保険法に基づき、施設利用者の利用料金は要介護認定による要介護度の程度によって異なります。
- * 基本料金・加算料金は、介護保険で給付される費用の1割負担分です。
(2、3割負担の方は2,3倍の料金となります。)
- * その他の料金は、介護保険給付外の費用で、全額自己負担です。
- * 定員 通所リハビリテーション:30名

項 目		(予防)通所 リハビリテーション	備 考
基 本 料 金	要支援1	2,268円/月	介護予防給付
	要支援2	4,228円/月	
	要介護1	622円/日	* 通所リハビリテーションの利用時間は、5時間以上6時間未満となります。
	要介護2	738円/日	
	要介護3	852円/日	
	要介護4	987円/日	
	要介護5	1,120円/日	
加 算 料 金	サービス提供体制強化加算(I)	22円/日	全利用者へ加算(予防の支援1は月88円、支援2は月176円)
	入浴介助加算	40円/回	入浴を行った場合
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	退院(所)後3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合
	リハビリテーション提供体制加算	20円/日	当日の利用人数が25名以下の場合(要介護)
	送迎減算	▲47円/片道	事業所が送迎を実施していない場合(要介護)
	口腔機能向上加算	150円/回	個別に口腔機能向上サービスを行った場合(月2回まで)
			* 要支援の場合、150円/月(月2回まで)
	科学的介護推進体制加算	40円/月	科学的根拠に基づき、自立支援と重症化防止を進める介護を実施

* 介護職員処遇改善加算として、上記料金の7.6%加算されます。

そ の 他 の 料 金	食費	昼食	570円/食	施設で提供するお食事をいただいた場合にお支払いいただきます。
		おやつ	80円/食	
	日常生活品費		30円/日	石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、趣味活動等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
	理美容代		1,300円~ 3,000円	理容日は毎週木曜日*通所営業時間外での利用。
	基本時間外施設利用料		200円/時	家族の出迎え等の都合で、通所リハビリテーション利用前、終了後も利用者が長時間施設に滞在する場合
	コピー代		30円/枚	—